

12. その他

Q12-1：成年後見人になっている場合、住所変更の手続きが必要ですか？

A12-1 変更登記申請が必要となります。変更登記については名古屋法務局ではなく、東京法務局で全国一括して取り扱っておりますので、郵送での申請をしていただくこととなります。

まず法務省ホームページをご確認いただき、「登記申請書（変更の登記）」をこちらからダウンロードしていただきます。

これに「住所変更証明書」（志段味支所にて無料で発行します。）を添付するほか、同時に本籍の表示も変更になる場合は、「本籍変更証明書」も添付してください。

提出先は、東京法務局後見登録課で、登録手数料は無料です。申請から登記完了までには概ね10日程度かかります。

送付先：〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎 東京法務局民事行政部後見登録課

電話：03-5213-1360（ダイヤルイン） 受付：平日8:30～17:15

アドレス：https://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/page000001_00332.html

Q12-2：手続きに印鑑証明などが必要になった場合、発行手数料は有料ですか？

A12-2 申し訳ありませんが有料になります。

Q12-3：手続きに住民票が必要になった場合、発行手数料は有料ですか？

A12-3 一般的に「住所変更証明書」又は「新住所通知書」が住所を証する書類として、住民票の代わりになると考えております。

手続き先に支所、区役所から上記の説明を受けている旨をお話しいただきたいと存じます。

Q12-4：ワンストップ特例制度でふるさと納税をしたが、住所変更の手続きは必要ありますか？

A12-4 寄附を行った市町村に提出した「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」の記入内容（住所等）に変更があった場合は、通常であれば「寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書」を、寄附を行った市町村に提出する必要がありますが、今回の町名変更による住所の変更については変更届を提出する必要はなく、ワンストップ特例制度による控除が行われます。

ただし、返礼品を受け取る前である場合は、宅配業者に配達可否をご確認ください。